

新型コロナウイルス感染症対策

臼杵石仏運営ガイドライン

制定	令和2年7月21日付け	臼観第0721004号
改正	令和2年8月 6日付け	臼観第0806001号
	令和3年9月 1日付け	臼観第0901002号

1. はじめに

新型コロナウイルス感染症の収束宣言が発令されていないなか、いつ本市で発生・感染拡大するか予断を許さない状況にあります。よって、本市で、新型コロナウイルスの感染及び拡大を可能な限り抑え込み、市民や本市を訪れた観光客を含む来場者の皆さんが安全・安心に利用できるよう、臼杵石仏の観覧及び石仏事務所建屋（集札所を含む）における「臼杵石仏新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を策定しました。

本ガイドラインの内容を施設で働く職員並びに訪れた方々と共有することにより、密閉、密集、密接の重なる「三つの密」の場面だけでなく、いずれか一つでも当てはまる場面を避ける取組みを推進し、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた新しい生活様式が確立されるよう、ご理解とご協力をお願いします。

なお、本ガイドラインの内容や方策については、今後の知見の集積及び市内外の感染状況を踏まえ、逐次見直すこととします。

2. 感染防止のための基本的な考え方

施設管理者は、当該施設に勤務する職員（以下、「職員」という。）及び、臼杵石仏に来場する者等（以下、「来場者等」という。）への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずるものとする。

特に、感染力が強いとされる変異株が蔓延する中、従来の密閉、密集、密接の重なる「三つの密」の場面だけでなく、『密閉空間（換気の悪い密閉空間である）』『密集場所（多くの人々が密集している）』『密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）』のいずれか一つでも当てはまる場面を避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底する。

また、来場者等は来場前に体温測定、健康チェックを行い、体調に違和感があった場合は来場しないことを検討することも必要。

3. リスク評価

施設管理者は、新型コロナウイルスの主な感染経路である、

- ① 接触感染のリスク評価
- ② 飛沫感染のリスク評価

のそれぞれについて、職員や来場者の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。

また、多くの人数の入館や、県境をまたいだ来場者の来場も想定されることもあり、

- ③ 集客した場合の施設としてのリスク評価
- ④ 地域における感染状況のリスク評価

も必要であることに留意が必要である。

- ① 接触感染のリスク評価

他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。

高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、PCのマウス、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すりなど）には特に注意する。

- ② 飛沫感染のリスク評価

施設内における換気の状態を考慮しつつ、人と人の距離がどの程度維持できるかや、施設内で大声などを出す場がどこにあるか、などを評価する。

- ③ 集客した場合の施設としてのリスク評価

施設内で、大人数の来場が見込まれるかどうか、県域を越えての来場が見込まれるか、人と人の距離が確保できるほどの来場にとどまるかどうか、これまでの実績等に鑑み評価する。

- ④ 地域における感染状況のリスク評価

地域の生活圏において、感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討する。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性がある。

4. 施設使用に際して講じるべき具体的な対策

(1) 総論

- ・感染拡大防止策を徹底することが重要であり、例えば、人との接触を避け、対人距離をできるだけ2m確保することが前提である。
- ・当施設については、事務所建屋内を除き、石仏の観覧場所は屋外であるため、対人距離を確保することが対策の基本である。しかしながら、感染防止のため、来場者等の制限を実施することも必要であり、例えば、以下のような手段が考えられる。
 - 入場可能者数の制限（入場待機列の設置等）
 - 施設内における利用者数の制限
 - 大人数での利用制限（収容人員の半分以下の参加人数とする）
- ・「リスク評価」の結果、具体的な対策を講じても十分な対応ができないと判断された場合は、臼杵石仏の観覧は休止とする。
- ・感染予防対策及び感染の疑いのある者が発生した場合の速やかな連携が図れるよう、所轄の保健所との連絡体制を整える。
- ・高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、施設管理者においても、より慎重で徹底した対応を検討する。

（２）施設管理

ア）事務所及び集札所内

- ・清掃、消毒、換気を徹底的に実施する。
- ・他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場を最低限にする工夫を行う。特に高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、PCのマウス、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタンなど）については、終業後に施設管理者が清拭消毒すること。なお、手の触れることのない床や壁は通常の清掃で構わない。
- ・券買所、集札所においては、アクリル板や透明ビニールカーテン等により職員と来場者との間を遮断し、飛沫感染を予防する。
- ・鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底する。
- ・清掃やゴミの廃棄作業を終えた後は、必ず石鹸と流水で手洗いを行う。

イ）売店、休憩スペース

- ・対面での飲食や会話を回避する。
- ・間隔を置いたスペースづくり等の工夫を行う。
- ・常時換気を行う。
- ・テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行う。
- ・職員が使用する際は、入退室の前後に、手洗いや手指消毒を行う。

ウ) トイレ

- ・不特定多数が接触する場所（便座、床、ドアノブなど）は、清拭消毒を行う。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ペーパータオルや個人用タオルを準備する。
- ・トイレの混雑が予想される場合は、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けた整列を促す。
- ・清掃者は必ずマスクと手袋を着用し、可能であれば換気しながら清掃を行う。

エ) 臼杵石仏観覧場（屋外施設）

- ・手すり等の来場者が手を触れる場所については定期的に消毒を行う。
- ・臼杵石仏の観覧は適切な対人距離（できるだけ2m）をとって行う。

（3）職員の安全確保のために実施すること

- ・職員に対して定期的な検温や健康記録（様式1）を促し、特に個人の平熱+1度以上の熱が記録された場合や、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ、咳、咽頭痛などの症状が確認された場合は、必要に応じて医療機関、保健所等への受診を促すとともに、診断結果を事務所内・スタッフ内で記録する。
- ・咳エチケット、マスクの着用、手洗い・手指の消毒を徹底して実施する。
- ・施設の運営に当たっては施設の管理・運営に必要な最小限度の人数とするなど、ジョブローテーションを工夫する。
- ・職員に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

（4）施設の運用に当たって特に留意すべきこと

- ・臼杵石仏観覧場及び石仏事務所建屋内への人数制限など、大勢の人数が滞留しないための措置を講じる。
- ・室内で近距離での会話、多数の者が集まり室内において大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなるような運動を行うことを避けるよう強く促す。
- ・感染が疑われる者が発生した場合、以下のとおり対応する（詳細については別紙対応マニュアル参照）。
 - 速やかに他者との距離をとれる場所や別室へ隔離を行う。
 - 対応する職員等は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じた上で対応する。
 - 石仏事務所建屋内で感染を疑われる者が発生した場合は当該部屋の換気を行う。
 - 臼杵石仏観覧場への入場を中止する。
 - 旅行会社等が企画するツアー等により集団で来場した者がいる場合は、主催者は保健所へ連絡し、濃厚接触者調査の指示を受ける。

- 感染者と接触した職員および来場者の氏名及び緊急連絡先を可能な限り把握し、名簿を作成する。
- 症状が重篤な場合は、保健所とも相談し、医療機関へ搬送する。

(5) 広報・周知

- ・職員及び来場者に対して、以下について周知する。
 - 社会的距離の確保の徹底
 - 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
 - 健康管理の徹底
 - 差別防止の徹底
 - 本ガイドライン及びこれを踏まえた現場の対応方針の徹底

5. 今後の対応

国からの新型コロナウイルス感染症の収束宣言が発令されるまで、対応は継続するものとする。施設等に関して、以下のとおりを目安にして適宜状況を鑑み判断する。

- ・県境を越えての移動自粛が発令された場合は、臼杵石仏の閉館時間を早める。
- ・大分県に緊急事態宣言が発令された場合は、臼杵石仏の入場を制限する。

附 則（令和2年7月21日付け臼観第0721004号）

このガイドラインは令和2年7月21日から施行する。

附 則（令和2年8月6日付け臼観第0806001号）

このガイドラインは令和2年8月6日から施行する。

附 則（令和3年9月1日付け臼観第0901002号）

このガイドラインは令和3年9月1日から施行する。

新型コロナウイルス感染疑い発生時の対応マニュアル

臼杵石仏へご来場にあたり、旅行会社等の団体旅行主催者は臼杵石仏観覧中などに新型コロナウイルスの感染が疑われる方が発生した場合、下記の対応にご協力ください。同様に団体旅行以外の来場者に感染が疑われる方が発生した場合は当施設職員が対応するものとします。また、感染の疑いがある方への対応は、感染拡大を防止する観点から原則1名もしくは2名までとし、対応する方は事前にお決めください。

1 主催者による入場前の検温及び体温チェック時に体調不良者が発生した場合

⇒体温が37.5℃以上ある方、風症状等の体調の悪い利用者の入場を断り、帰宅を促すとともに下記相談窓口の連絡先を伝え連絡してもらおう。主催者は当施設職員まで報告する。

⇒帰宅困難な症状の場合、主催者は当施設職員に報告のうえ、対象者から下記相談窓口等に連絡してもらおう。連絡が困難な場合は重症者と判断し、主催者が救急車の要請を行ったうえ、当施設職員に報告する。職員は救急車の誘導等、対象者の安全確保に協力する。

2 入場中に体調不良者が発生した場合

入場中に新型コロナウイルス感染の疑われる症状（37.5℃以上の発熱、咳が出る、のどの痛み、倦怠感、息苦しさ等）が確認された場合、主催者は当施設職員に報告のうえ、対象者を主催者もしくは当施設職員の同行のもと隔離可能な場所（屋外や会議室等）に移動させる。移動する際は、人との接触を極力避けるよう努める。

【移動後の対応について】

主催者もしくは当施設職員にて再度、対象者の健康状態（熱・その他症状）を確認し、必要と判断した場合は対象者から下記相談窓口等に連絡してもらおう。連絡が困難な場合は重症者と判断し、主催者もしくは当施設職員が救急車の要請を行ったうえ、当施設職員に報告する。職員は救急車の誘導等、対象者の安全確保に協力する。対象者が搬送された後は、当施設職員と協議のもと適切な処置を行う。

3 来場後に新型コロナウイルスの感染が発生した場合

来場後に新型コロナウイルスに感染した場合は、主催者は保健所などの国・自治体の要請に従い、協力する。また、主催者より新型コロナウイルス罹患者の来場日時・詳細情報等を当施設事務所に報告する。

その後、当施設事務所は主催者及び国・自治体と協議のうえ、情報公開等の対応を適切に行う。

【推奨備品（主催者が準備）】

- ・マスク
- ・廃棄用ビニール袋
- ・使い捨て手袋
- ・フェイスシールド
- ・防護服（使い捨てかっぱ等）
- ・非接触型体温計（当施設にて貸出可）

○新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

「受診・相談センター」（コールセンター）

電話番号 097-506-2755（24 時間受付）

「大分県中部保健所」

電話番号 0972-62-9171